

四万十市役所本庁舎エレベーター保守点検業務仕様書

- 1 件名
四万十市役所本庁舎エレベーター保守点検業務
- 2 委託場所
四万十市中村大橋通四丁目 10 番地内
- 3 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 委託機種(東芝製)

機種	用途	積載量又は定員	速度 m/min	階床数又は階高
EV1(ロープ式)	乗用	13	90	8
付加仕様：車椅子兼用、中央監視盤 付加装置：火災時管制運転装置、地震時管制運転装置：P 波・リスタート付、停電時自動着床装置、オートアナウンス：自動復旧運転機能、トスビームドアセンサー、スーパーTERM その他設備：遮煙のりばドア				
EV2(ロープ式)	乗用	13	90	7
付加仕様：車椅子兼用、中央監視盤 付加装置：火災時管制運転装置、地震時管制運転装置：P 波・リスタート付、停電時自動着床装置、オートアナウンス：自動復旧運転機能、トスビームドアセンサー、スーパーTERM その他設備：遮煙のりばドア				
EV3(ロープ式)	乗用	11	45	2
付加仕様：車椅子兼用、中央監視盤 付加装置：火災時管制運転装置、地震時管制運転装置：P 波・リスタート付、停電時自動着床装置、オートアナウンス：自動復旧運転機能、トスビームドアセンサー、スーパーTERM その他設備：遮煙のりばドア				

- ※地震時管制運転装置：地震発生時において、地震波（S 波・P 波）を感知し、エレベーターを最寄階へ停止する機能を有すること。
- ※自動復旧運転機能：地震時管制運転装置の機能が動作し、エレベーターが停止したあと、運行可能か否かを自動で判断し、運行可能な場合はエレベーターを復旧させる機能を有すること。

- 5 業務概要
契約は部分メンテナンス契約（POG 契約）とし、受託者はエレベーターが常に安全で最良の状態を維持するように技術員を派遣し、次の業務を実施すること。
- 6 業務内容
 - (1) 定期点検
毎月 1 回以上、技術員を派遣してエレベーター設備全般を点検し、必要に

じ清掃、給油及び簡単な調整を行い、性能を最高に維持するよう適切な処置を行う。作業時間中は運転を休止する。(遠隔監視装置による点検も可とする。ただし、3ヶ月に1回は技術員による実地点検を実施すること。)

(2) 法定検査

一級建築士もしくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者(昇降機等検査員)が建築基準法第12条に基づく定期検査を行い、「昇降機等定期検査報告書」、「定期検査成績表」及び「検査表」を作成し、報告すること。

(3) 定期整備

定期点検、細密調査の結果により、機器の性能維持に必要と判断した場合は、直ちに修理又は部品の取替を行う。作業時間中は運転を休止する。

(4) 緊急対応

事故や故障時には直ちに対応し、適切な修理又は部品の交換等最善の対処ができるよう24時間出動体制をとること。

(5) 定期点検、整備の対象事項

ア 定期的に技術員を派遣して昇降機を点検し、必要に応じ清掃、給油、調整を行います。(ただし、設置機種により該当しない点検部位があります。)

- ① 運転状態 ・ 戸開閉状態・走行状態・オペレーション
- ② 機械室 ・ 環境・制御盤・巻上機電動機、ブレーキ・調速機・階床選択機・発電機・電動機・ポンプ・油圧ユニット・圧力配管
- ③ かが ・ かが室・かが戸・かが上・かが下
- ④ 昇降路 ・ 昇降路用品・つり合いおもり・ピット・制御盤・巻上機・ブレーキ・調速機
- ⑤ 出入り口 ・ 乗り場・乗り場戸

イ 点検作業に必要な下記消耗品及び消耗材料を提供します。

動力回路の接触器主接点及び補助接点、リード線、ヒューズ類(受電盤用、制御盤用)、階床選択器の可動接点及びテープクリーナー、カーボン刷子、蛍光管、電球、コム、非常停止釦のアクリルカバー、油脂類(各種潤滑油、各種潤滑油脂)、ウエス

但し、蛍光管及び電球は、エレベーター、小荷物専用昇降機のかご室内照明用、信号用、表示用に限るものとし、エスカレーターの照明用は含みません。又、油脂類のうちギヤオイル及び油圧用作動油は通常消耗分の補給に限るものと致します。

(6) 消耗部品交換

動力回路の接触器主接点及び補助接点、リード線、ヒューズ類(受電盤用、制御盤用)、階床選択器の可動接点及びテープクリーナー、カーボン刷子、蛍光管、電球、コム、非常停止釦のアクリルカバー、油脂類(各種潤滑油、各種潤滑油脂)、ウエスを無償で交換すること。

7 作業の時間

定期点検、定期整備は9時から16時までの間に行う。

8 報告書の作成

保守点検を行ったときは、保守作業報告書を作成して提出する。